浪江町の給与・定員管理等について

１ 総　　括

(1)人 件 費 の 状 況(普 通 会 計 決 算)

区 分	住民基本台帳人口 (　30年度末　)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 平成 29 年度の人件費率
30 年度	人 17,434	千円 33,432,750	千円 871,878	千円 1,487,654	% 4.4	% 3.4

(2)職 員 給 与 費 の 状 況(普 通 会 計 決 算)

区分	職 員 数 A	給与費				（参考）人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
30 年度	人 162	千円 570,121	千円 141,890	千円 220,689	千円 932,700	千円 5,757	千円 5,538

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)ラスパイレス指数の状況

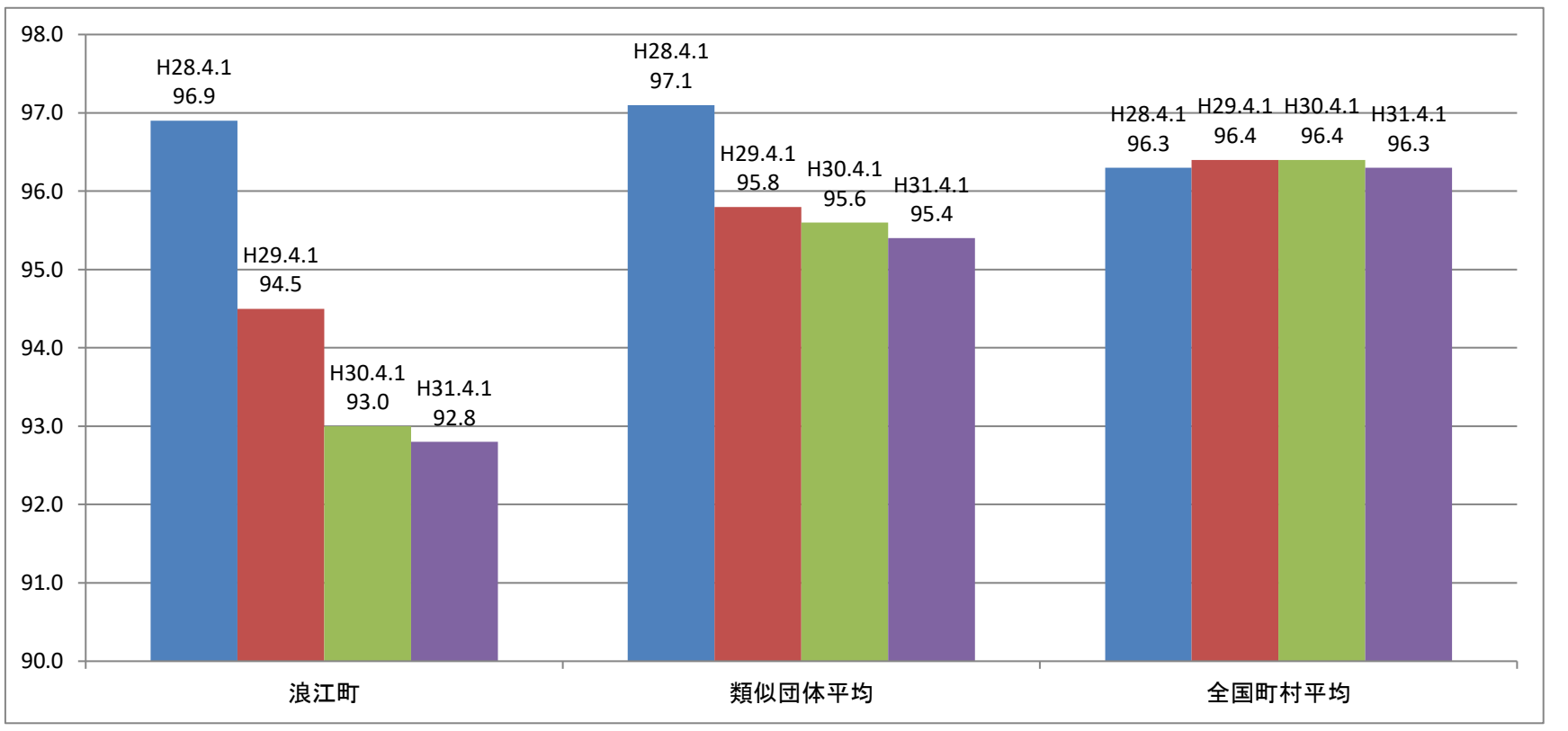

(注) 1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[　実施　　未実施　]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、若年層で最大約1.5%引き上げ、高齢層を中心に最大3.3%引きさげにより、平均1%引き上げ。
激変緩和措置として、平成27年4月1日から令和2年3月31日まで経過措置を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

本町においては、一般行政職に対する地域手当支給なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 31 年 4月 1日現在)

① 一 般 行 政 職

区　　分	平　均　年　齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
浪　江　町	40.8 歳	287,862 円	348,590 円	312,904 円
福　島　県	42.8 歳	328,700 円	408,299 円	359,687 円
国	43.4 歳	329,433 円	―	411,123 円
類　似　団　体	41.5 歳	303,534 円	356,363 円	329,066 円

② 技 能 労 務 職

区　　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
浪　江　町	63.8 歳	1 人	227,500 円	248,600 円	244,300 円	―	―	―	―
うち用務員	63.8 歳	1 人	227,500 円	248,600 円	244,300 円	用　務　員	55.6 歳	211.6　千円	1.17
福　島　県	56.1 歳	203 人	330,600 円	369,217 円	345,431 円	―	―	―	―
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	―	329,380 円	―	―	―	―
類似団体	50.3 歳	8 人	288,167 円	316,566 円	301,885 円	―	―	―	―

区　　分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
浪江町	―	―	―
うち用務員	6,769.6　千円	2,883.4　千円	2.35

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園（認定こども園））

区　　分	平　均　年　齢	平均給料月額	平均給与月額
浪　江　町	37.1 歳	242,100 円	284,243 円
福　島　県	47.7 歳	396,400 円	439,693 円
類　似　団　体	36.2 歳	259,242 円	289,801 円

(注) 1　「平均給料月額」と平成 31 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(２)職員の初任給の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区　　分		浪　江　町	福　島　県	国
一般行政職	大　学　卒	184,900 円	191,600 円	180,700 円
	高　校　卒	151,900 円	156,400 円	148,600 円
技能労務職	高　校　卒	156,000 円	154,300 円	－
	中　学　卒	125,500 円	145,900 円	－
教　育　職	大　学　卒	184,900 円	－	－
	高　校　卒	151,900 円	－	－

(３)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区　　分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大　学　卒	272,200　円	347,500　円	369,200　円	378,100　円
	高　校　卒	229,300　円	322,800　円	359,900　円	323,900　円

３ 一般行政職の級別職員数等の状況

(１)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 31 年 4月 1日現在)

区　　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　　級	主事の職務	12 人	7.5 %	147,300 円	253,300 円
2　　級	副主査の職務	43 人	26.9 %	198,700 円	311,100 円
3　　級	係長の職務	53 人	33.1 %	235,100 円	358,200 円
4　　級	課長補佐の職務	33 人	20.6 %	268,700 円	395,600 円
5　　級	課長の職務	17 人	10.6 %	295,300 円	407,200 円
6　　級	困難な業務を処理する課長の職務	2 人	1.3 %	326,400 円	424,100 円

（注）1　浪江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

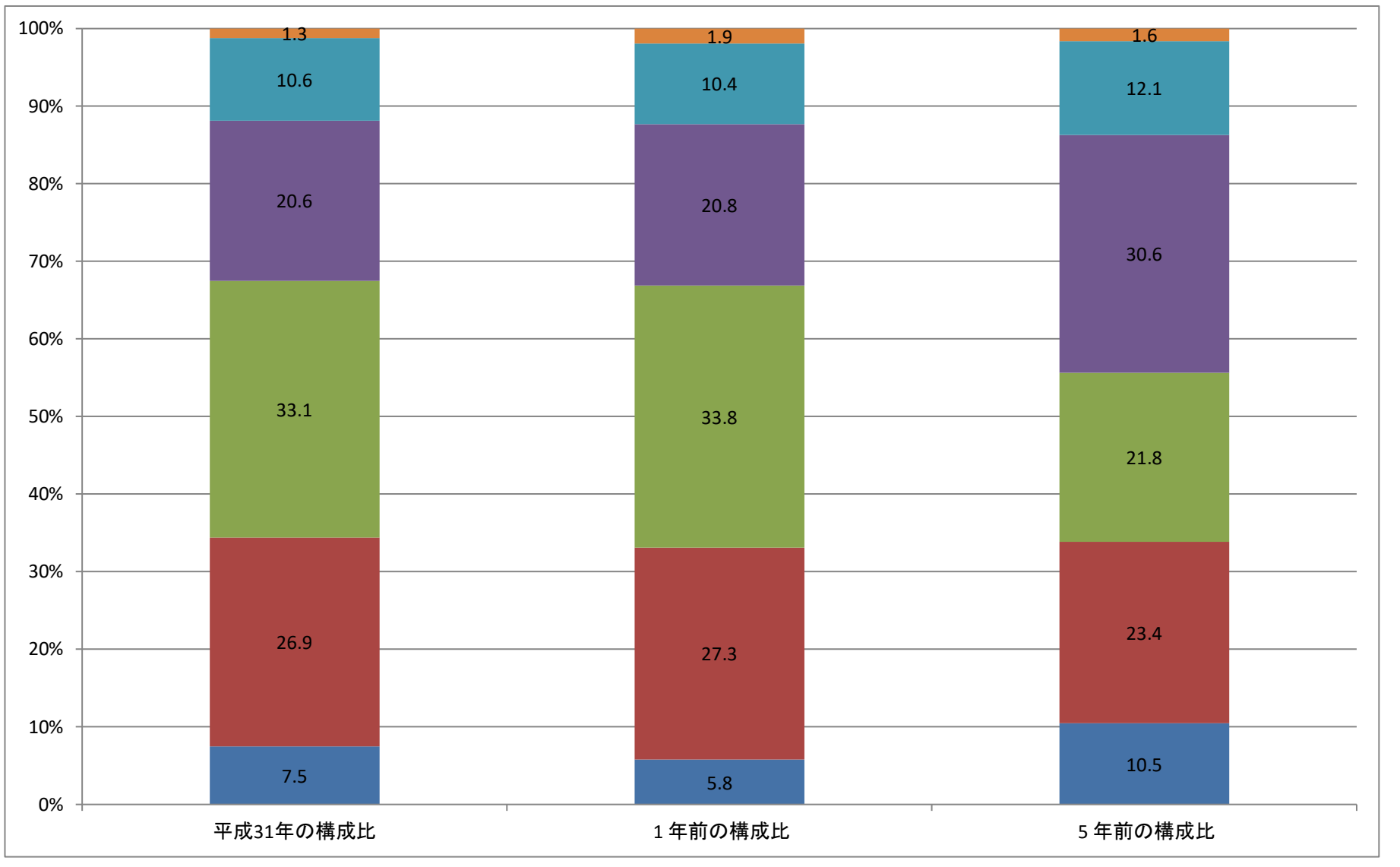

(２)昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前１年間の勤務成績に応じ、良好である職員には４号給（５５歳を超える職員は２号給）とすることを標準として決定している。

4　職員手当の状況

(１)期末手当・勤勉手当

浪　　江　　町	福　　島　　県	国
1 人当たり平均支給額(平成 30 年度) 1,362　千円	1 人当たり平均支給額(平成 30 年度) 1,791　千円	－
(平成 31 年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.85 月分 (1.40) 月分　(0.90) 月分	(平成 30 年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.85 月分 (1.40) 月分　(0.90) 月分	(平成 30 年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 (1.45) 月分　(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～ 20 % 管理職加算　15 ～ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～ 20 % 管理職加算　10 ～ 25 %

(注)(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6ヶ月間の勤務状況（休職、育児休業、中途採用等）を反映させ、支給割合を決定している。

(２)退　職　手　当(平成 31 年 4月 1日現在)

浪　　江　　町		国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）		定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
1 人当たり平均支給額	7,559 千円		

(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続 25 年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続 35 年	39.758 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分

(注)退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、平成28度に退職した職員に支給された平均額である。

(３)地　域　手　当(平成 31 年 4月 1日現在)

なし

(４)特殊勤務手当(平成 31 年 4月 1日現在)

支給実績（30 年度決算）					18,707 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（30 年度決算）					311 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30 年度決算）					31 %
手当の種類（手当数）					4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務			左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業に直接従事した場合			日額　350 円
死体取扱作業等従事職員の手当	死体を取り扱う作業等に従事する職員	死体を取り扱う作業等に従事			日額　1,000 円
災害応急作業等従事職員の手当	災害応急作業等に従事する職員	東京電力福島第一原子力発電所敷地内	免震重要棟の外	原子炉建屋内	日額　40,000 円
				故障設備等現場確認	日額　20,000 円
				上記以外	日額　13,300 円
			免震重要棟内		日額　5,000 円
		帰還困難区域		屋外	日額　6,600 円 （4時間未満は3,960円）
				屋内	1,330 円
		居住制限区域		屋外	日額　3,300 円 （4時間未満は1,980円）
				屋内	660 円
診療所勤務職員の手当	診療所に勤務する医師	診療所での職務に従事した場合			勤務した1月につき往診料の100分の50に相当する額
					給料月額と調整手当月額の合計額の100分の50に相当する額
	診療所に勤務する看護師及び理学療法士				月額　2,000 円

(５)時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	59,925 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	325,679 円
支給実績（29年度決算）	73,023 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	396,864 円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(６)その他の手当(平成 31 年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たりの平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	・子 10,000 円 ・子以外の扶養親族、配偶者 6,500 円 配偶者なしの場合、 子のうち1人10,000円、父母等9,000円 ・16歳から22歳までの子 1 人につき5,000円加算	同	ー	17,770 千円	195,274 円
住居手当	・借家、借間 月額9,500円を越える家賃を支払っている職員に対し、支払家賃金額に応じて 100 円 ～ 28,000 円	異	支給額等	4,934 千円	164,466 円
通勤手当	・交通機関利用者 63,000 円まで全額 63,000 円以上は 63,000 ＋越えた額の2分の1 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて2,400円～46, 300円	異	支給額等	19,370 千円	160,082 円
管理職手当	・課長及び課長相当職 給料月額の 100 分の 9 ・主幹 給料月額の 100 分の 7	異	支給率	7,867 千円	374,619 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合 ・課長 3,000 円 ・主幹 2,000 円	異	支給額等	19 千円	9,500 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・基本額 30,000 円 、距離に応じて加算額 6,000円～45,000円	同	ー	12,088 千円	355,529 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 5,000 円	異	支給額等	1,210 千円	10,707 円

5 特別職の報酬等の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等 浪江町	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	798,000 円 (798,000 円)	847,000 円 ／ 699,000 円
	副町長	630,000 円 (630,000 円)	679,000 円 ／ 546,000 円
報酬	議長	302,000 円 (302,000 円)	345,000 円 ／ 256,000 円
	副議長	256,000 円 (256,000 円)	280,000 円 ／ 213,400 円
	議員	235,000 円 (235,000 円)	250,000 円 ／ 195,000 円
期末手当	町長 副町長	(30 年度支給割合) 3.10 月分	
	議長 副議長 議員	(30 年度支給割合) 3.10 月分	
退職手当		（算定方式）（1期の手当額）（支給時期）	
	町長	給料月額 × 在職月数 × 100 分の 48　18,385,920 円　任期終了後	
	副町長	給料月額 × 在職月数 × 100 分の 29　8,769,600 円　任期終了後	
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給与月額及び支給率に基づき、1 期(4 年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由　（各年4月1日現在）

			職員数（人） 31 年度	30 年度	対前年度増減額	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	69	70	△ 1	事務の統廃合、縮小により
		税務	7	7	0	
		民生	16	14	2	業務増により
		衛生	14	14	0	
		農林水産	13	11	2	業務増により
		商工	10	10	0	
		土木	20	18	2	業務増により
		計	152	147	5	〖参考〗 人口 10,000 人当たり職員数　87.19 (類似団体の人口10,000人当たり職　)
	教育部門		14	15	△ 1	事務の統廃合、縮小により
	消防部門		0	0	0	
	小計		166	162	4	〖参考〗 人口 10,000 人当たり職員数　95.22 (類似団体の人口10,000人当たり職　)
公営企業会計部門	水道		4	5	△ 1	事務の統廃合、縮小により
	下水道		3	3	0	
	その他		25	25	0	
	小計		32	33	△ 1	
合計			198 [233]	195 [233]	3 [0]	〖参考〗 人口 10,000 人当たり職員数　113.57

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(２)年齢別職員構成の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

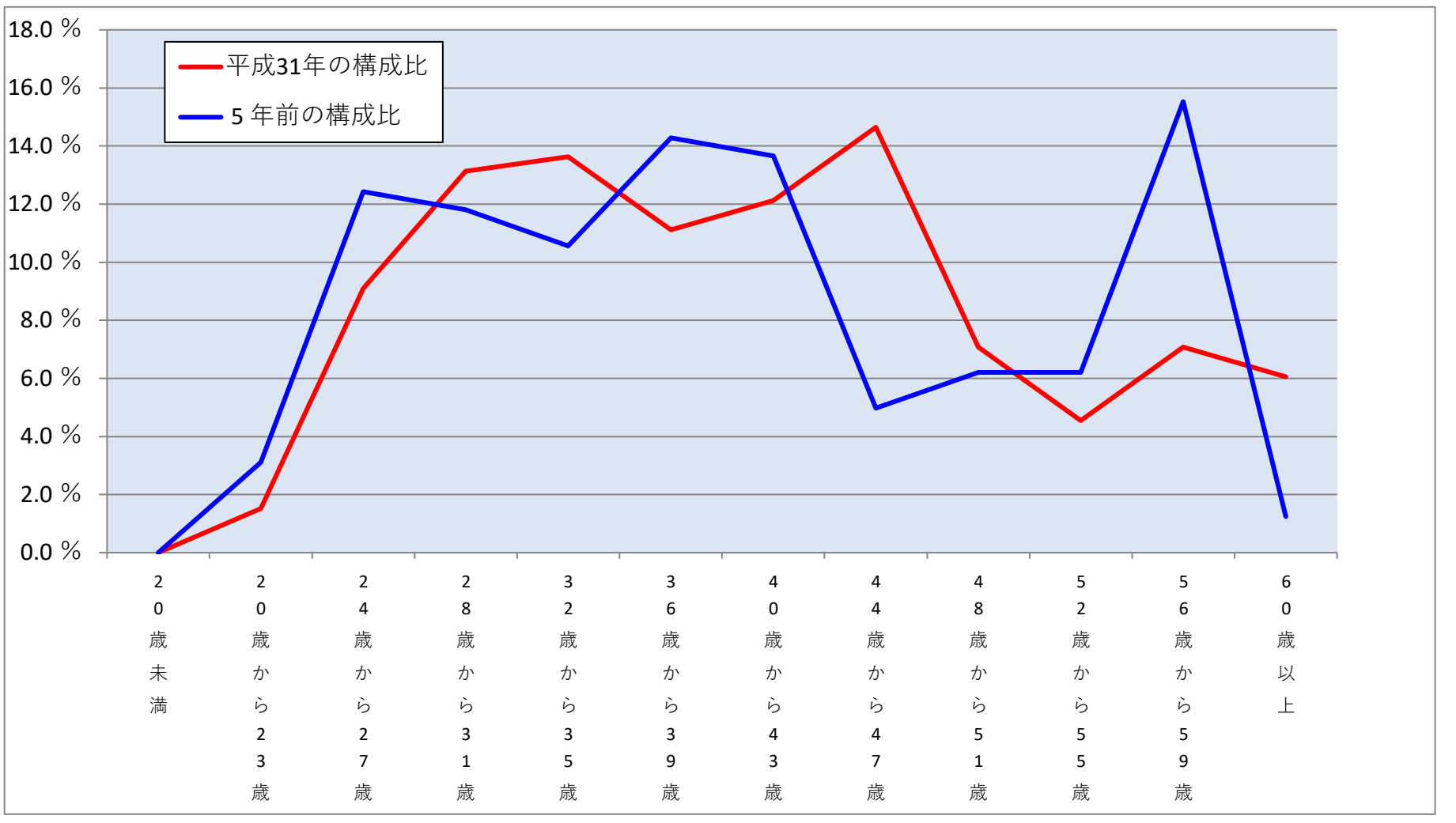

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	人 0	人 3	人 18	人 26	人 27	人 22	人 24	人 29	人 14	人 9	人 14	人 12	人 198

(３)職員数の推移

（単位：人・%）

部門別＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	127	122	130	138	147	152	25 人（ 19.7% ）
教育	14	13	13	13	15	14	0 人（ 0.0% ）
普通会計計	141	135	143	151	162	166	25 人（ 17.7% ）
公営企業等会計計	21	23	27	31	33	32	11 人（ 52.4% ）
総合計	162	158	170	182	195	198	36 人（ 22.2% ）

（注） 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1)水　道　事　業

① 職員給与費の状況

ア 決　算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 29 年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30 年度	308,215	424,239	27,403	8.9	7.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30 年度	5	17,170	3,839	6,394	27,403	5,481

（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円
6,181

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　 2　職員数は平成 30 年 3 月31日現在の人数である。

イ 特　記　事　項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況　(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浪江町	42.2 歳	292,000 円	370,550 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事業者	―		―

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

浪江町	団体平均等
1 人当たり平均支給額(平成 30 年度) 1,386 千円	1 人当たり平均支給額(平成 30 年度) 1,526 千円
(平成 30 年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55 月分　1.85 月分 (1.40) 月分　(0.90) 月分	―
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～ 15 %	―

(注) (　) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退　職　手　当 (平成 31 年 4月 1日現在)

浪江町			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	20.45 月分	25.556 月分	
勤続 25 年	29.15 月分	34.58 月分	
勤続 35 年	41.33 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			
1 人当たり支給額	― 千円	― 千円	1 人当たり支給額　9,878 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地　域　手　当(平成　31 年 4月 1日現在)

なし

(4)特殊勤務手当(平成　31 年 4月 1日現在)					
支給実績(30 年度決算)					351 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(30 年度決算)					70 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30 年度決算)					100 %
手当の種類(手当数)					1 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務			左記職員に対する支給単価
災害応急作業等従事職員の手当	災害応急作業等に従事する職員	東京電力福島第一原子力発電所敷地内	免震重要棟の外	原子炉建屋内	日額 40,000 円
				故障設備等現場確認	日額 20,000 円
				上記以外	日額 13,300 円
			免震重要棟内		日額 5,000 円
		帰還困難区域		屋外	日額 6,600 円 (4時間未満は3,960円)
				屋内	1,330 円
		居住制限区域		屋外	日額 3,300 円 (4時間未満は1,980円)
				屋内	660 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(30 年度決算)	1,563 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(30 年度決算)	390,750 円
支給実績(29 年度決算)	1,241 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(29 年度決算)	248,445 円

カ その他の手当(平成　31 年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度同異	一般行政職と内容の異なる制度	支給実績(30 年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年(30 年度決算)
扶養手当	・子 10,000 円 ・子以外の扶養親族、配偶者 6,500 円 配偶者なしの場合、 子のうち1人10,000円、父母等9,000円 ・16歳から22歳までの子 1 人につき5,000円加算	無し	無し	534 千円	267,000 円
住居手当	・借家、借間 月額9,500円を越える家賃を支払っている職員に対し、支払家賃金額に応じて 100 円 ～ 27,000 円	無し	無し	27 千円	27,000 円
通勤手当	・交通機関利用者 61,000 円まで全額 61,000 円以上は 61,000 ＋越えた額の2分の1 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円～46,500円	無し	無し	580 千円	193,333 円
管理職手当	・課長及び課長相当職 給料月額の 100 分の 9 ・主幹 給料月額の 100 分の 7	無し	無し	433 千円	36,011 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合 ・課長 3,000 円 ・主幹 2,000 円	無し	無し	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・基本額 23,000 円 、距離に応じて加算額 6,000円～45,000円	無し	無し	360 千円	30,000 円